

各 位

会 社 名 日産車体株式会社  
代表者名 取締役社長 高木 茂  
(コード番号 7222 東証第 1 部)  
問合せ先 総務部総務グループ  
          主管 田坂 和子  
(TEL . 0463 - 21 - 8757 )  
当社の親会社 日産自動車株式会社  
(コード番号 7201 東証第 1 部)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第83回定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 会社が定款で公告方法として電子公告によることを定めている場合、電子公告による公告が認められるため、現行定款第4条(公告の方法)に所要の変更を行なうものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除することを可能とする旨の規定を追加(変更案第32条及び変更案第40条第1項)するものであります。なお、取締役の責任免除に関する規定については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)等が平成18年5月1日に施行され、定款で定めることにより可能となる事項等に関し、下記の変更を行なうものであります。
  - 単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、その旨の規定を追加(変更案第10条)。
  - 株主総会の運営の合理化を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示を可能とする旨の規定を追加(変更案第17条)。
  - 取締役会の機動的、効率的な運用を図るため、取締役会の書面決議を可能とする旨の規定を追加(変更案第30条)。
  - 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役と会社間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を追加(変更案第40条第2項)。
  - その他定款全般にわたり、会社法等に合わせた表現の変更及び構成の整理等、所要の変更を行なうものであります。
- (4) 上記の条文の新設及び削除に伴い一部条数の変更を行なうとともに、字句の整備等、全般にわたって所要の変更を行なうものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおり。

#### 3. 日 程

- ・定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)
- ・定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商号) 第1条 当社は日産車体株式会社と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1 次に掲げる品目の開発、製造、販売及び修理に関する事業 (1) 自動車及びその部分品 (2) 工作機械、プレス機械、搬送設備、金型、樹脂型、治工具 2 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介 3 建築、土木、電気、給排水、衛生設備及び空調設備工事の設計、施工、監理の請負 4 動産の賃貸業 5 情報処理業務の受託並びにソフトウェア及びオフィスオートメーション機器の販売 6 労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び経営コンサルタント 7 自動車部分品の設計業務及び一般経理業務の請負 8 自動車運送業 9 スポーツ、文化、展示場、宿泊等の施設及びこれらに付帯する飲食、売店等の運営及び管理 10 工業及び商業デザインの企画、制作 11 前記各号に付帯関連する事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を神奈川県平塚市に置く。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は4億株とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。 &lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>日産車体株式会社</u>と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 6 (現行どおり) 7 (現行どおり) 8 (現行どおり) 9 (現行どおり) 10 (現行どおり) 11 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、<u>本店</u>を神奈川県平塚市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1 <u>取締役会</u> 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款

(单元未満株券の不発行)

第8条 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

<新 設>

(名義書換代理人)

第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権に関する登録及びその抹消並びに信託財産の表示及びその抹消、株券の交付、届出の受理、单元未満株式の買取り等の株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ当社においてはこれを取り扱わない。

(基準日)

第10条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、諸届の受理、单元未満株式の買取り及び手数料その他株式に関する取り扱いについては取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は随時必要があるときに取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

<新 設>

変 更 案

<削 除>

(单元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

<削 除>

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は随時必要があるときに、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

現 行 定 款

(株主総会の招集地)

第13条 当社の株主総会は本店所在地又は東京都千代田区若しくは中央区においてこれを招集する。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。  
取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

<新 設>

(株主総会の決議)

第15条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってする。

商法第343条に定める特別決議は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第18条 当社の取締役は4名以上とする。ただし、取締役中欠員が生じても法定数が欠けないときは、その補欠を延期し、又は補欠しないことができる。

(取締役の選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。前項の選任決議については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

取締役の選任については累積投票によらないものとする。

変 更 案

(招集地)

第15条 当社の株主総会は、本店所在地又は東京都千代田区若しくは中央区においてこれを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。  
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。  
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当社の取締役は、4名以上とする。ただし、取締役中欠員が生じても法定数が欠けないときは、その補欠を延期し、又は補欠しないことができる。

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。  
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## 現 行 定 款

## (取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。  
前項の規定にかかわらず、増員により選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。

## (代表取締役)

第21条 取締役会の決議をもって当会社を代表する取締役若干名を定める。  
代表取締役は取締役会の決議に従い、当会社の業務を執行し、当会社を代表する。

## (役付取締役)

第22条 取締役会の決議をもって取締役社長を定める。  
取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

## (相談役及び顧問)

第23条 取締役会の決議をもって当会社に相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

## (取締役の報酬)

第24条 取締役の報酬は株主総会においてこれを定める。

## (取締役会)

第25条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

## (取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

<新 設>

## (取締役会規則)

第27条 取締役会に関しては、法令又は定款に定めるものの外、取締役会において定める取締役会規則による。

<新 設>

## 変 更 案

## (任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
前項の規定にかかわらず、増員により選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

## (代表取締役)

第24条 取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。  
代表取締役は、取締役会の決議に従い、当会社の業務を執行し、当会社を代表する。

## (役付取締役)

第25条 取締役会の決議によって取締役社長を定める。  
取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

## (相談役及び顧問)

第26条 取締役会の決議によって当会社に相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

## (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

## (取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

## (取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、取締役会の日4日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## (取締役会の決議の省略)

第30条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## (取締役会規則)

第31条 取締役会に関しては、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## (取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 現 行 定 款

## 第5章 監査役及び監査役会

## (監査役の数)

第28条 当社の監査役は3名以上とする。ただし、監査役中欠員が生じても法定数が欠けないときは、その補欠を延期し、又は補欠しないことができる。

## (監査役の選任)

第29条 監査役は株主総会において選任する。前項の選任決議については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

## (監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

## (常勤監査役)

第31条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。

## (監査役の報酬)

第32条 監査役の報酬は株主総会においてこれを定める。

## (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

## (監査役会規則)

第34条 監査役会に関しては、法令又は定款に定めるものの外、監査役会において定める監査役会規則による。

<新 設>

## 第6章 計 算

## (営業年度)

第35条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日をもって決算期とする。

## (利益配当金)

第36条 利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対してこれを支払う。

## 変 更 案

## 第5章 監査役及び監査役会

## (員数)

第33条 当社の監査役は、3名以上とする。ただし、監査役中欠員が生じても法定数が欠けないときは、その補欠を延期し、又は補欠しないことができる。

## (選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

## (任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## (常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## (報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## (監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、監査役会の日の4日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## (監査役会規則)

第39条 監査役会に関しては、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## (監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

## (事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

## (剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)  第37条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)  第38条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>附 則  第30条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(中間配当)  第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>